

犯罪被害者支援に関する各種ご案内

犯罪や交通事故の被害者やその家族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、被害者の身体の不調をはじめとする精神的負担や失職、転職による経済的困窮など多くの困難に見まわれます。警察は、被害者と最も密接に関する機関として、これらの被害者などが再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、民間の被害者支援関係機関や団体と緊密な連携を図りながら犯罪被害者の支援活動に取り組んでいます。

千葉県警察が取り組む犯罪被害者支援のご案内

○ 犯罪被害者相談窓口

各種犯罪に遭いお困りの方のために、相談窓口を開設しています。

- ・ 相談サポートコーナー 043-227-9110
(プッシュ・携帯「#9110」)
- ・ 性犯罪110番 043-223-0110
- ・ 少年センター (ヤング・テレホン) 0120-783497
- ・ 女性相談所 (電車内における痴漢被害等) 0120-048224
- ・ 暴力団相談 043-254-8930

○ カウンセリング

犯罪の被害者やご家族の受けた心の傷に対して、精神的なケアを行う「千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム (通称アクト)」が活動しています。

ひとりで悩まず、事件を担当した警察官に「アクトの人をお願いします。」と声を掛けてください。

○ 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族または身体に傷害等を負った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

【カウンセリング・犯罪被害給付制度に関するお問い合わせ】

- ◆ 千葉県警察本部犯罪被害者支援室 電話：043-201-0110
- ◆ 佐倉警察署警務課 電話：043-484-0110

まごころ奨学金のご案内

まごころ奨学金は保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもを対象とした無利子貸与の奨学金です。

【お問い合わせ・受付】

- 日本財団 まごころ奨学金係 電話：03-6229-5111
- Fax：03-6299-5160

犯罪被害者支援「自動販売機」・「募金箱」等のご案内

犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター」では、犯罪被害者支援活動の財源の確保、充実を図るため、社会貢献の一環として犯罪被害者支援「自動販売機」・「募金箱」の設置などにご協力をいただける施設・企業・個人の皆さまを募っています。

○ 自動販売機

清涼飲料水などの自動販売機の売り上げの一部を寄付していただくものです。
県内の病院などに設置をいただいています。

○ 募金箱

犯罪被害者支援の財源確保のため募金箱の設置をお願いするものです。
県内のゴルフ場などに置いていただいております。

○ 賛助会・寄付

賛助会費	法人（団体）	1口	2万円
	個人	1口	2千円

【お問い合わせ】

- ◆ 犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター」

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-9-16 三井生命千葉中央ビル7F

電話：043-225-5451

※ 犯罪被害者等早期援助団体とは、都道府県公安委員会から、犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人です。

- ◆ 佐倉警察署警務課 電話：043-484-0110

